

2017年9月6日

昭和四日市石油(株)四日市製油所
陸運安全協力会会員各社殿

昭和四日市石油(株)四日市製油所
操油課長 福間 秀文



構内1号道路踏み切りにパトライト設置について(ご案内)

タンク車の構内出線時や入替作業時、構内1号道路踏み切りにおいてローリーとタンク車のニアミスが発生しています。多い時には1ヶ月間に3件発生した実績があります。

つきましては、対策としまして出荷センター南側にパトライト(赤い回転灯)を設置し動力車の接近を知らせることにしました。パトライト使用に際し、下記の要領でテスト運用を実施します。

【テスト期間および運用開始について】

(1)テスト期間：9月19日(火)～10月20日(金)

(2)テスト期間終了後、会員会社殿より意見を頂き正式運用を行います。(運行管理者会議)

【テスト運用要領】

- (1)パトライトは、踏切近傍にある「止まれ」標識の上に設置した回転灯です。
- (2)パトライトは、タンク車(動力車)が踏切内に進入する場合のみ運転士がリモコン操作にて作動させます。
- (3)ローリー乗務員は、パトライトが作動している時には踏み切り内への進入は厳禁となります。(進入車両はペナルティーが掛かります)
- (4)タンク車が構内⇄塩浜駅間を運行する場合、動力車が踏切内に進入した時点でパトライトの点灯を停止します。
- (5)タンク車(動力車)が構内側線上を往来(タンク車入替作業)していて踏切内に進入しない場合は、パトライトを作動させませんのでローリーは踏み切りを渡ることが可能です。但し、一旦停止をして窓を開けて確認は実施して下さい。

